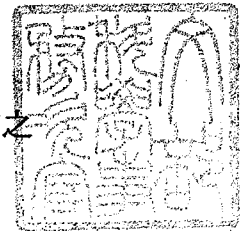


28文科生第266号  
平成28年6月20日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
小学校高等学校を設置する学校設置会社を  
所管する構造改革特別区域法第12条第1項の 殿  
認定を受けた各地方公共団体の長  
各国公立大学長  
各公私立短期大学長  
各国公立高等専門学校長

文部科学事務次官

土屋 定之



(印影印刷)

「主権者教育の推進に関する検討チーム」最終まとめ  
の策定について（通知）

文部科学省では、「公職選挙法等の一部を改正する法律」の成立に伴い、選挙権を有する年齢が引き下げられることに対応するため、省内に「主権者教育の推進に関する検討チーム」（主査：義家弘介文部科学副大臣）を設置し、子供たちや、学生等の国家・社会の形成者としての意識を醸成するとともに、自らが課題を多面的・多角的に考え、自分なりの考えを作っていく力や、根拠を持って自分の考えを主張し説得する力など、主権者として求められる資質・能力を育むために必要な取組の検討を進め、このたび、本検討チームの最終まとめを策定いたしました。

最終まとめにおいては、主権者教育実施状況調査の実施をはじめとする本検討チームの中間まとめ公表（本年3月31日）後の取組や、主権者教育を推進するための今後の取組の方向性をまとめております。

貴職におかれましては、この最終まとめの内容について十分了知の上、文部科学省が行う推進方策を活用するなど、首長、教育委員会、選挙管理委員会などの様々な部局と地域の関係団体等との連携によって、それぞれの地域の状況に応じた主権者教育に関する取組が実施されるよう御協力をお願いいたしま

す。

また、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会及び所管の学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）に対して、各都道府県知事及び小学校又は高等学校を設置する学校設置会社を所管する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、国立大学長におかれては、管下の学校に対して、このことについて周知いただきますようお願いいたします。

なお、最終まとめについては、関係資料と併せて文部科学省のホームページに掲載しておりますので、御参照ください。

[参考] 文部科学省ホームページ

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/ikusei/1369165.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/1369165.htm)

(ホーム>政策・審議会>政策一覧>教育>青少年の健全育成>主権者教育の推進)

**【本件担当】**

文部科学省生涯学習政策局青少年教育課企画係  
電話（代表）：03-5253-4111（内線 3488, 2647）  
（直通）：03-6734-3488